

情報公開法に基づく処分に係る審査基準について

総 裁 決 定

平成13年3月12日

平成18年4月 1日一部改正

平成25年4月 1日一部改正

平成27年4月 1日一部改正

平成29年5月30日一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有する諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として制定されたものである。

開示請求に係る行政文書は、法第5条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示するものである。情報公開法に基づく処分については、行政運営の公開性を増進し、本院の諸活動について国民に説明する責務を全うする観点から、原則開示の精神に立って、下記により行うものとする。

記

法第5条第1号（個人に関する情報）関係

- 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下

同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

一の二 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第九項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第十項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関非識別加工情報」という。）若しくは行政機関非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報（同条第十項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「独立行政法人等非識別加工情報」という。）若しくは独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた同条第五項に規定する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。）から削除した同条第二項第一号に規定する記述等若しくは同条第三項に規定する個人識別符号

1 趣旨

- (1) 本号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益を最大限に保護するため、特定の個人を識別することができる情報はもとより、個人識別性のない個人情報であっても、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものを含めて、個人に関する情報を原則として不開示としたものである。その一方で、一般的に当該個人の利益保護の観点から不開示とする必要のないもの及び保護利益を考慮しても開示する必要性の認められるものについては、例外的に不開示情報から除くこととしたものである（同号ただし書）。

2 解釈

- (1) 「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、身体、地位、学歴、健康状態、所得その他個人との関連性を有するすべての情報を意味する。個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報なども含まれる。
- (2) 「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれる。
- (3) 個人に関する情報であっても、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、第2号（法人等に関する情報）の適用を受けるため、本号から除外している。なお、事業を営む個人に関する情報であっても、当該事業と無関係な情報（家族状況等）は、本

号に含まれる。

- (4) 「特定の個人を識別することができるもの」とは、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある特定の個人情報の全体をいう。

「その他の記述等」としては、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）がこれに該当する。

- (5) 個人に関する情報であっても、統計のように素材が加工、処理され、結果として個人が識別できなくなっているものは、「特定の個人を識別することができるもの」とはいえないことから、本号に該当しない。

- (6) 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる「他の情報」としては、本法が「何人」にも開示請求権を認めていることからすると、一般に容易に入手し得る情報だけでなく、当該個人の同僚や親戚等のみ知り得る情報も含まれる。

- (7) 「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、財産権その他個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報をいう。例えば、カルテなど個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報や、行政機関の審議のために提供した未発表の著作物や研究計画の情報など公表前に第三者がアイデアを利用すると情報提供者の権利利益を害するおそれがある情報がこれに該当する。

- (8) 本号ただし書により開示とする情報は、次のとおりである。

ア 「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）

- (ア) 「法令の規定により又は慣行として公にされている情報」は、一般に公表されている情報であり、これを開示することにより、場合により個人のプライバシーを害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまると考えられるので、これを例外開示情報としたものである。「公にすることが予定されている情報」も、同様の考慮により、例外開示情報としたものである。

- (イ) 「法令の規定」は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。公開を求める者又は公開を求める理由によっては公開を拒否する場合が定められていれば、当該情報は、「公にされている情報」には該当しない。

- (ウ) 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法の法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされている又は公にすることが予定されていることで足りる。当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には該当しない。

- (エ) 「公にされ」は、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、

現に公知の事実である必要はない。過去に公にされたものであっても、時の経過により、開示請求の時点では公にされているとは見られない場合があり得る。

(オ) 「公にすることが予定されている情報」とは、請求時点においては公にされていないが、将来的に公にすることが予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む。）されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとする合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

イ 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）

(ア) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、これを開示することにより、個人の権利利益に優越する場合があると考えられるので、これを例外開示情報としたものである。

(イ) 「公にすることが必要であると認められる」とは、不開示により保護される利益と開示により保護される利益とを比較衡量し、後者が優越する場合をいう。この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産にも保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じて慎重に検討する必要がある。

なお、人の生命、健康、生活又は財産の基本的な権利利益の保護以外の公益との調整は、公益上の理由による裁量的開示の規定（第7条）により図られる。

ウ 「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）

(ア) 公務員等の職務の遂行に係る情報は、個人に関する情報に当たるものであるが、行政の説明責任の観点から、公務員等の職及び職務遂行の内容に係る部分については、たとえ特定の公務員等が識別される結果となるとしても、これを例外開示情報としたものである。

(イ) 「公務員等」は、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わない。「国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員」には、一般職のほか特別職も含むので、人事官（国公法第2条3項3号）及び倫理審査会会長・委員（国公法第2条3項9号・倫理法第14条）も本号の国家公務員に含まれる。

(ウ) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関等の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報をいう。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議の出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。

「職務の遂行に係る情報」は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであり、例えば、公務員等の情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報、身分取扱いに係る情報などは、当該職員にとっては、その「職務の遂行に係る情報」に該当しない。

(エ) 公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公務員等の私生活への影響等を考慮し、私人の場合と同様に個人に関する情報として保護に値すると位置付けた上で、情報公開法の適性かつ円滑な運用を図る観

点から、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）の統一方針にのっとり取り扱うものとし、この取扱方針に基づき行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、法に基づく開示請求がなされた場合には、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（第5条第1号ただし書イ）に該当することとなり、開示されることとなる。

また、懇談会等行政運営上の会合における発言者の氏名については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）において、審議会等の公開に関する措置に準ずるとされており、この場合において、特段の理由がない限り、当該発言者が公務員であるか否かを問わず公開するものであることに留意する必要がある。

(オ) 公務員等の職務の遂行に係る情報が同時に職務遂行の相手方等の個人に関する情報に当たる場合がある。このように一つの情報が複数の個人に関する情報である場合には、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当する場合には、当該部分は不開示とされることに注意する必要がある。例えば、ある公務員AがBによって分限免職処分を受けた場合において、当該処分を行うことはBにとって職務の遂行に係る情報であるが、Aにとっては職務に関する情報であるものの職務の遂行に係る情報ではないことから、職員個人に関する情報として、不開示とされることになる。

3 運用

- (1) 個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがある。個人に関する情報は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から最大限に尊重するものとする。
- (2) 本号は、請求者のいかににかかわらず、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。

4 具体例

以下は一般的な例を想定したものであり、実際の運用に当たっては、開示決定時点において開示請求に係る行政文書に記載されている情報の内容、性質、個別の事情等を総合的に勘案し、規定の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

不開示となる可能性のある情報の例は次のとおりである。

- ・ 個人の健康状態等に関する情報（定期健康診断記録、診断書等）
- ・ 個人の勤務状況等に関する情報（人事記録、給与簿等）

法第5条第2号（法人等に関する情報）関係

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

1 趣旨

- (1) 本号は、法人等その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 本号（イ）は、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報としたものである。
- (3) 本号（ロ）は、行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが状況に照らして合理的であると認められるもの（以下「不開示条件付任意提供情報」という。）を不開示情報としたものである。
- (4) 本号ただし書は、法人等又は事業を営む個人の事業活動により、現に発生しているか、又は将来発生するおそれがある危害等から人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要であると認められる情報を不開示情報から除くこととしたものである。

2 解釈

- (1) 「法人その他の団体」とは、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報等何らかの関連性を有する一切の情報をいう。

- (2) 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とすると否とを問わず、事業活動に関する一切の情報をいう。

- (3) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいう。

- i) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

- ii) 経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する

る情報であって、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

- iii) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的価値、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報

例えば、債権者の印影、金融機関名及び口座番号等は、法人等の事業活動において取引関係者に対し必要な場合にのみ示されるものであり、本号イに該当する。また、債権者の印影には、公にすることにより偽造等の犯罪に利用されるおそれも考えられ、第4号にも該当する。

- (4) 不開示条件付任意提供情報は、「行政機関の要請を受けて」提供されたことが要件とされており、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けず法人等又は事業を営む個人から提供申出があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた情報は含まれる。

「公にしない」とは、本法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろん、第三者に対して当該情報を提供しないことを意味する。特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も含まれる。

「条件」という文言を用いているが、その趣旨は「約束」であり、法人等が非公開の条件を一方的に付しただけでは足りず、行政機関が当該条件を了解していることが必要である。「条件」には、行政機関の側から公にしないとの条件で情報を提供して欲しいと申し入れる場合や、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが公にしないで欲しいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立するものである。

公にしないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合は、本号には該当しない。

行政機関に十分な情報収集能力が与えられていない現状では、非公開の約束があつて初めて収集できる情報も少なくない。行政機関の情報収集能力の保護は、別途、第6号等の不開示情報の規定によって判断されることとなるが、人事院勧告のための企業の給与調査や新規施策のための企業の各種実情調査は、本号ロにも該当する。

3 運用

- (1) 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」の有無は、法人等には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等と行政との関係、その活動に対する憲法上の特別の考慮の必要性等を十分考慮して適切に判断する必要がある。「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである。この場合において、その判断が困難なものについては、法第13条第1項の規定に基づき、当該法人等に意見を聴取するなど、事前に十分な調査を行うことにより、判断するものとする。
- (2) 不開示条件付任意提供情報に該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人

の慣行ではなく、当該法人等又は事業を営む個人が属する業界、業種の通常の慣行に照らすなどして客観的に判断する必要がある。

- (3) 本号ただし書により例外的に開示する情報は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であり、不開示とすることにより保護される利益と開示することにより保護される利益とを比較衡量するに当たっては、開示することにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要がある。

4 具体例

以下は一般的な例を想定したものであり、実際の運用に当たっては、開示決定時点において開示請求に係る行政文書に記載されている情報の内容、性質、個別の事情等を総合的に勘案し、規定の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

不開示となる可能性のある情報の例は次のとおりである。

- ・ 不開示を条件に任意に提供された情報（職種別民間企業実態調査）

法第5条第3号（国の安全等に関する情報）関係

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1 趣旨

- (1) 本号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本法においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、本号は、公にすることにより、国の安全等に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。

2 解釈

- (1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が平和な状態に保たれていること、すなわち、国家社会の基本的な秩序が平穩に維持されていることをいう。
- (2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、これらの国又は国際機関との間で、相互の信頼に基づき保たれている関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、通貨の安定のために国際協調により為替相場に介入するが、相互の合意事項については非公開とする取り決めをしているような場合がこれに該当する。
- (3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、これらの国又は国際機関との交渉において、我が国が望むような交渉結果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。

3 運用

- (1) 不開示を前提として外国政府や国際機関から入手した行政文書については、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」に該当するか判断するに当たり、必要に応じて外務省に相談する。
- (2) 国際会議の対処方針など外交分野の行政文書については、「国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」に該当するか判断するに当たり、必要に応じて外務省に相談する。

法第5条第4号（公共の安全等に関する情報）関係

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

1 趣旨

- (1) 本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であり、本法においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。そこで、本号は、公にすることにより、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としたものである。

2 解釈

- (1) 本号は、いわゆる司法警察を念頭においたものであり、食品・薬品の安全規制等の行政警察は、第6号（事務又は事業に関する情報）の問題になる。
- (2) 「犯罪の予防」とは、刑事犯であると行政犯であるとを問わず、犯罪の発生を未然に防止する諸活動をいう。
- (3) 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- (4) 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、犯人及び証拠を発見、収集、保全する活動をいう。
- (5) 「公訴の維持」とは、証拠により有罪を立証する活動を行うことをいう。
- (6) 「刑の執行」とは、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収を執行することをいう。
- (7) 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧等のほかに、これらには該当しないが社会生活に必要な法規範等のルールが害されないよう保護し、それらに対する障害を除去することをいう。
- (8) 「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいう。
- (9) 公にすることにより、テロ等の人の生命、健康、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発するおそれがある情報も、本号に含まれる。

法第5条第5号（審議、検討又は協議に関する情報）関係

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

1 趣旨

- (1) 本号は、審議、検討又は協議に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 本法は、開示請求の対象となる行政文書の要件を組織共用文書としており、行政機関等として最終的な意思決定前の事項に関する情報も含まれるが、事項的に意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、政府がその諸活動を説明する責務を全うするという観点からは適当ではない。そこで、本号は、行政機関の意思決定に対する支障が看過し得ない程度のものである場合に限り、これらの情報を不開示情報としたものである。

2 解釈

- (1) 「国の機関」には、法第2条第1項で規定されている行政機関のほか、内閣、国会、裁判所のすべてを含む。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。
- (2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関等の事務又は事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程で行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。行政内部における意見調整、打合せ、相談など、審議、検討又は協議という名称が用いられていない情報も含まれる。
- (3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がある情報を整理すると、次のとおりである。
 - i) 開示することにより、外部からの干渉、圧力等により行政内部の自由かつ率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの
 - ii) 開示することにより、未成熟な情報が確定した情報と誤解され、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの
 - iii) 開示することにより、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 本号は、開示のもたらす支障が客観的に「不当」と判断できる場合に例外的に不開示とするものであることに留意する必要がある。具体的には、「支障」の程度が開示の公益性に比して高いものであり、「おそれ」も蓋然性の高いものでなければならない。

3 運用

- (1) 行政機関は、国会等から取得し又は自ら作成した国会等に関する様々な情報を保有しており、本号は、「行政機関」でなく「国の機関」と表現することにより、行政機

関の保有する国会等に関する情報であって、行政機関の場合における第5号及び第6号に相当するものを不開示情報としている。これらの情報を開示することによる支障の有無及び程度を行政機関が判断するに当たっては、必要に応じ、国会等から情報の提供を受け、適宜な形式で意見を聴くなどして的確に判断するように努めるとともに、当該機関、団体の憲法上の地位に照らして、開示を不相当とする意見が述べられた場合にはこれを十分斟酌するなど、慎重な考慮に基づく運用が必要である。

- (2) 本号は、審議、検討又は協議に関する情報を開示することによって、当該意思決定に不当な支障を及ぼす場合に限られるものである。
- (3) 審議、検討又は協議に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号に該当することは少ないと考えられるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重疊的、連続的な場合には、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に関して、本号に該当するかどうかの検討が行われることに注意が必要である。
- (4) 研究会等に関する情報についても、上記の審議、検討又は協議に関する情報の一般原則が適用される。すなわち、研究会等に関する情報の開示・不開示は、当該研究会等の性質、審議事項の内容に照らし、個別具体的に、率直な意見の交換等を「不当に」損なうおそれがあるかにより判断されることとなる。研究会や審議会に関する情報の公開に関する国民の要望は強く、行政の政策形成における研究会等の機能に照らし、これを可能な限り開示することの意義が大きいことに配慮する必要がある。

法第5条第6号（事務又は事業に関する情報）関係

- 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

1 趣旨

- (1) 本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。
- (2) 本号は、行政機関等の事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としたものである。

2 解釈

- (1) 「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通に見られる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。その他の支障については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」で判断する。
- (2) 「事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の性質に着目して保護に値する場合のみ不開示とすることができることとする趣旨である。なお、監督、試験、交渉その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあつては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも、当該「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある場合に該当する。
- (3) 「適正」という要件を判断するに当たっては、開示のもたらす支障だけでなく、開示のもたらす利益も比較衡量する。
- (4) 本号に列記された支障の内容は、次のとおりである。
 - ア 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（本号イ）
 - (イ) 監査等の事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題等を事前に公にすることにより、適正かつ公正な

評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽するなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆し得るものも、本号イに該当する。

(イ) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。例えば、指導監査、立入り検査、漁業取締り、試験の実施、国税の賦課又は徴収がこれに該当する。

イ 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(本号ロ)

(ア) 契約等の事務に関する情報の中には、例えば、入札価格を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損われたり、交渉や争訟の対処方針等公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(イ) 国等が当事者となるものに限定される。

ウ 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(本号ハ)

(ア) 調査研究の事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報や調査研究の途中段階の情報を一定期日前に公にすることにより、成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼしたり、試行錯誤の段階での情報を公にすることにより、自由な発想、創意工夫、研究意欲等を妨げ、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(イ) 「調査研究」とは、大学、試験研究機関等において行われる調査又は研究をいう。監査、検査等の一環としての調査は、本号イに含まれる。また、一般の行政機関の企画立案に当たっての調査研究は、第5号(審議、検討又は協議に関する情報)の適用の問題となる。

エ 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(本号ニ)

(ア) 人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、異動、昇格等の人事構想を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

(イ) 「人事管理」とは、職員の任免、給与、服務、研修等をいう。

オ 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(本号ホ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の中には、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要があることから、これを害するおそれがある情報については、不開示とするものである。

3 運用

(1) 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである。

4 具体例

以下は一般的な例を想定したものであり、実際の運用に当たっては、開示決定時点において開示請求に係る行政文書に記載されている情報の内容、性質、個別の事情等を総合的に勘案し、規定の趣旨に沿って慎重に判断するものとする。

不開示となる可能性のある情報の例は次のとおりである。

- ・ 未実施の試験問題に関する情報
- ・ 入札に係る予定価格等に関する情報
- ・ 人事異動、昇給・昇格、勤務評定、懲戒処分の決定等に関する情報に至る経過等が明らかになる情報

法第6条（部分開示）関係

第6条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

1 趣旨

- (1) 第1項は、行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合における行政機関の長の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。
- (2) 第2項は、開示請求に係る行政文書に個人識別情報（不開示情報）が記録されている場合に、個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

2 解釈

(1) 不開示情報が記録されている場合の部分開示（第1項）

ア 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」

一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、第5条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないことになる。

イ 「容易に区分して除くことができるとき」

(ア) 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場

合も同様である。

- (イ) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音、録画、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができない場合」に該当する。

ウ 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

- (ア) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

- (イ) 本項は、義務的に開示すべき範囲を定めているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

エ 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

- (ア) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、説明責任が全うされるようにするとの観点から、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があればこれも併せて判断する。

- (イ) また、「有意」性の判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、本条では、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものとしている。

(2) 個人識別情報が記録されている場合の部分開示（第2項）

ア 「開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合」

- (イ) 第1項の規定は、行政文書に記録されている情報のうち、不開示情報ではない情報の記載部分の開示義務を規定しているが、ひとまとまりの不開示情報のうち

の一部を削除した残りの部分を開示することの根拠条項とはならない。

個人識別情報は、通常、個人を識別させる部分（例えば、氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。他の不開示情報の類型は各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができるのとは、その範囲のとらえ方を異にするものである。

このため、第1項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

(イ) 「特定の個人を識別することができるものに限る。」こととしているのは、

「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（第5条第1号本文の後半部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないので、他の不開示情報の類型と同様に不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示することとなるためである。

イ 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去することにより誰の情報であるかが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人情報としての保護の必要性は乏しくなるが、個人識別性のある部分を除いても、開示することが不相当であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の研究論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、公にしても、個人の権利利益を害するおそれがないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

ウ 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」

第1項の規定により、部分開示の範囲を決定するに当たっては、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第5条第1号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱うことになる。したがって、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合には、当該個人に関する情報は全体として不開示となることになる。

なお、個人を識別することができる要素は、第5条第1号イ～ハのいずれかに該当しない限り、部分開示の対象とならない。

法第7条（公益上の理由による裁量的開示）関係

第7条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第五条第一号の二に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

1 趣旨

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていても、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる場合について規定するものである。

2 解釈

(1) 「公益上特に必要があると認めるとき」

第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

第5条各号の不開示情報該当性の判断に当たっては、個人に関する情報（同条第1号）及び法人等に関する情報（同条第2号）のように、個人を識別できる情報や法人の正当な利益を害するおそれがあっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である場合には、開示をしなければならない（個人に関する情報については第1号ただし書きロ、法人等に関する情報については第2号ただし書参照）。このほか、審議検討等情報（同条第5号）においては、「不当に損なうおそれ」とし、例えば、率直な意見交換を損なうおそれがあるとしても、不当に損なうものでなければ、開示することとなり、事務・事業情報（同条第6号）についても、その遂行に支障を及ぼすおそれがあっても「適正な遂行」でなければ、開示することとなる。

以上のように、第5条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条では、第5条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

(2) 「当該行政文書を開示することができる。」

本条の適用に関しては、公益上特に必要と認めたとにもかかわらず行政文書を開示しないことは想定できないが、その規定振り（「公益上特に必要があると認めるとき」）からも、処分の性質（不開示情報を開示すること）からも明らかなどおり、公益上の必要性の認定についての開示等決定権限者の要件裁量を認める規定である。なお、この趣旨を明確化するため、見出しは「公益上の理由による裁量的開示」としている。

法第8条（行政文書の存否に関する情報）関係

第8条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

1 趣旨

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、行政機関の長は、行政文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

2 解釈

開示等決定権限者は、開示請求に係る行政文書が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる（第9条参照）。したがって、行政文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として行政文書の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで、第5条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとするものである。

米国の情報自由法（FOIA）の実務において、グローマー拒否（Glomardenials）と呼ばれているものである。

(1) 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合もある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された文書の開示請求があった場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので、不開示であると答えるだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになってしまう。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得ると考えられる。

具体的には、次のような例が考えられる。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（第1号）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第2号）
- ③ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（第3号）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（第4号）
- ⑤ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第5号）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第6号）

(2) 「当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」

行政文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第8条に基づき、処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものである

ことが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった行政文書の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な種類の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、行政文書が存在しない場合に不存在と答えて、行政文書が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否することは適切でない。

【存否の応答を拒否すべき情報の具体例】

1 第5条第1号関係

- ・ 特定の個人の審査請求等に関する情報が記録された行政文書
- ・ 特定の個人の苦情相談等に関する情報が記録された行政文書

2 第5条第5号関係

- ・ 特定の個人の人事異動に伴う各種協議に関する行政文書（公表前に限る。）

3 第5条第6号関係

- ・ 栄典・表彰推薦候補者に関する情報のうち、特定個人の情報が記録された部分

法第16条（手数料の減免）関係

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令

第14条 行政機関の長（法第17条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。以下この条において同じ。）は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求一件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第14条第2項又は第4項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を行政機関の長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

1 趣旨

本条（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第14条）は、開示実施手数料を減額又は免除する場合及びその手続について規定したものである。

2 解釈

減額又は免除措置については、開示実施手数料のみについて認めることとし、開示請求手数料については認めていない。これは、①手数料は利用者のために行う役務の提供に要する費用を徴するものであるという基本的な性格、②開示請求手数料については、施行令第13条の規定により開示請求に係る行政文書一件につき一律300円（電子情報処理組織を使用した場合にあっては200円。以下同じ。）であること及び相互に密接な関連を有する複数の行政文書については一件の行政文書とみなすとしていること、③開示実施手数料について基本額から300円を控除する措置を講じていること（実質的には開示請求手数料相当額が控除されることになる。）、④開示実施手数料については、開示を受ける行政文書の種別、量等によって高額になる場合があり、経済的に困難な状況にある者がこれを納付する資力がない場合も予想されることを総合的に勘案したものである。

(1) 減額又は免除の限度額（第1項）

第1項は、減額又は免除を行うことができる場合及び減額又は免除の限度額を規定したもので、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときに限り、開示請求一件につき2,000円を限度に開示実施手数料を減額又は免除することができるとするものである。

経済的困難な状態にあるかどうかについては、申請書に添付された第3項の生活保護法に基づく扶助を受けていることを証明する書面等を基に行政機関の長が判断するものである。

減額又は免除の限度額を「2,000円」としたのは、経済的に困難な状態にある者が開示実施手数料を納付する資力がないために本制度の利用ができないことは、本

制度の目的に照らして適当ではなく、通常の開示請求であれば開示実施手数料の負担を要しないようにすることに配慮したものである。

(2) 減額又は免除の手続（第2項、第3項）

第2項及び第3項は経済的困難を理由とする場合の減額又は免除の手続を規定したもので、開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、開示の実施の方法等の申出又は更なる開示の申出をする際に、併せて減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書と添付書類として生活保護法による扶助を受けていることを理由とする場合にあってはそれを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあってはその事実を証明する書面を提出しなければならないこととしている。

「減額又は免除を求める額」については、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を基に算定した額が2,000円を超える場合には2,000円が「減額を求める額」であり、2,000円以下となる場合には当該2,000円以下の額が「免除を求める額」である。

生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面については、市又は特別区であれば、当該市又は特別区の福祉事務所で、町村であれば当該町村が所在する都道府県の福祉事務所（当該町村の福祉事務所があるときは、当該福祉事務所）で発行されることになっている。

その他の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面については、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明する書面を想定しており、例えば、同一の世帯に属する者のすべてが市町村民税が非課税であることを証明する書面等が考えられる。

【減額又は免除すべき場合の具体例】

- 1 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを証明する書面が提出された場合
- 2 同一世帯に属するすべての者の市区町村民税の非課税証明書が提出された場合
ただし、単身世帯で他に別居の家族がいる場合など、同証明書のみをもって資力がないと認めることが適当でない場合もあるので、そのような場合には、資力がない旨証明する書面等の提出を追加で求めることも考えられる。